

とみさと家計応援クーポン取扱事業者募集要項

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の家計を応援することを目的に、とみさと家計応援クーポン（以下「クーポン」という。）を全世帯と全市民に配布します。

このクーポンの目的に基づき、市内のガソリンスタンドや食料品などの日用品を取扱う小売店で、クーポンの目的に賛同し、取扱可能な事業者を募集いたします。

① クーポンの概要

- (1) 名称 とみさと家計応援クーポン
- (2) 発行者 富里市
- (3) 配布対象者 令和5年7月1日時点で住民基本台帳に記録のある方
- (4) 金額 世帯分 1世帯当たり1,000円（500円券 2枚）
世帯人数分 1人当たり2,000円（500円券 4枚）
- (5) 配布方法 令和5年8月末までに、世帯主宛に世帯分と世帯人数分のクーポンを特定記録郵便で発送
- (6) 使用期間 令和5年9月1日（金）から令和5年12月31日（日）
- (7) 換金期間 令和5年10月から令和6年1月の4ヶ月間
毎月、市が指定する10日間
- (8) 取扱店舗 市内の小売業者で、クーポン取扱の事業者として市に登録された店舗

② 使用上のルール

- (1) クーポンに対してお釣りはでない
- (2) 裏面にすでに取扱店舗名の記入等があるクーポンは使用できない
- (3) 使用期限を過ぎたクーポンは使用できない
- (4) 次の支払には使用できない
 - ア 有価証券の購入、処方箋により処方された薬代
 - イ 商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
 - ウ たばこの購入
 - エ その他このクーポンの発行趣旨にそぐわないもの

③ 事業者の募集

(1) 募集期限 令和5年7月12日(水)

募集期限までに申出があった事業者については、取扱店舗一覧に掲載し、クーポンに同封して郵送する。それ以降に申出があった事業者については、市公式ホームページにて掲載する方法により随時周知する。

(2) 登録手続

「とみさと家計応援クーポン取扱事業者登録申出書」に必要事項を記入のうえ、市役所担当課に提出する。

【提出先】

富里市企画財政部経営戦略課

住所 富里市七栄 652-1

電話 0476-93-1118

FAX 0476-93-9954

メールアドレス kikaku@city.tomisato.lg.jp

④ 取扱店舗の遵守事項

登録店舗は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業の趣旨に賛同し、協力すること
- (2) 市民により適正に使用された本クーポンの受け取りを拒まないこと
- (3) クーポンの使用上のルールを守ること
- (4) 登録店舗であることが明確となるよう、市が配布するポスターを使用者にわかりやすい場所に掲示すること
- (5) 受け取ったクーポンは、裏面に取扱店舗名の記入またはゴム印で押印すること
- (6) 他のクーポンとの交換や譲渡・売買・再利用は禁止

⑤ クーポン受取時の対応

支払いに際して、クーポンの使用があったときは、以下の手順で取り扱うものとする。

- (1) 提示されたクーポンの確認
 - ア 使用済み（裏面に既に取扱店舗名の記入またはゴム印の押印がないこと）のクーポンでないかの確認
 - イ 使用期間内（令和5年9月1日から令和5年12月31日まで）かの確認
- (2) 対象外の商品購入でないかの確認
- (3) 受け取ったクーポンの裏面に、取扱店舗名を記入またはゴム印で押印し使用済みの処理をする

⑥ 換金手続きについて

取扱店舗は、クーポン裏面の所定欄に取扱店舗名を記入またはゴム印を押印の上、換金依頼書に必要事項を記入して、換金手続きをしてください。

- (1) 換金期間 令和5年10月から令和6年1月
- (2) 換金日 換金期間中、毎月市が指定する10日間

換金指定日

| | |
|---------|--|
| 令和5年10月 | 2日(月)、3日(火)、4日(水)、5日(木)、6日(金) 16日(月)、17日(火)、18日(水)、19日(木)、20日(金) |
| 令和5年11月 | 1日(水)、2日(木)、6日(月)、7日(火)、8日(水) 13日(月)、14日(火)、15日(水)、16日(木)、17日(金) |
| 令和5年12月 | 4日(月)、5日(火)、6日(水)、7日(木)、8日(金) 18日(月)、19日(火)、20日(水)、21日(木)、22日(金) |
| 令和6年1月 | 5日(金)、9日(火)、10日(水)、11日(木)、12日(金) 15日(月)、16日(火)、17日(水)、18日(木)、19日(金) |

- (3) 換金場所 富里市役所 企画財政部 経営戦略課 窓口（市役所本庁舎2階）
- (4) 換金時間 午前9時から午後4時まで
- (5) 必要書類
 - ア 使用済みクーポン（取扱店舗名を記入されていること）
※使用済みクーポン裏面に取扱店舗名の記入がないものは換金できません。
 - イ 換金依頼書（2枚複写で配布されたもの）
 - ウ クーポン取扱店舗登録証
- (6) 換金手数料及び振込手数料 無料

注意事項

- * 「換金依頼書」に記入する商号又は名称は「取扱店舗登録証」に記載されている名称と、必ず一致していること。
- * 必要書類を必ず持参してください。不足した場合は受理できません。また、記入漏れ等があった場合も受理できません。
- * 換金の金額は指定口座に入金します。
- * 依頼から入金まで、事務手続上3週間～4週間程度かかります。

【お問い合わせ先】

富里市 企画財政部 経営戦略課

富里市七栄652番地1

電話 0476-93-1118 F A X 0476-93-9954

メールアドレス kikaku@city.tomisato.lg.jp